

特定健康診査のご案内

自己負担

無料

- ・健診を受けられるのは年に1回までです。
- ・受診時に鈴鹿市国民健康保険の資格を喪失している場合は受診できません。
- ・鈴鹿市国民健康保険の資格を喪失後に受診された場合、健診費用を請求させていただきます。
- ・届出日に関わらず、転出日及び社会保険や後期高齢者医療制度などの加入日当日から対象外になりますので、ご注意ください。

【対象】

鈴鹿市国民健康保険に加入している

40-74歳の方

(昭和26年9月1日～昭和62年3月31日生まれ)

☑ 妊産婦、障がい者支援施設や介護施設等の施設入所、長期入院、長期海外渡航者等は除きます。

☑ 特定健康診査実施期間中に
75歳になる方は、誕生日前日が有効期限です。

【実施期間】

令和8年

7/1(水)～12/28(月)

☑ 受診券記載の有効期限は11月30日ですが、鈴鹿市は**12月28日**まで延長します。

☑ 12月1日以降は鈴鹿市内の特定健診実施医療機関に限ります。

☑ 例年、秋～年末にかけて混雑します。早めに健診を受けましょう。

【受診のながれ】



年に1度、健診を受けて健康管理をしましょう！



STEP 1

医療機関を選び、申し込む

同封の市内実施医療機関一覧表から受診する医療機関を選び、電話で受診予約してください。

STEP 2

健康診査を受診する

<持ち物>

- ①マイナ保険証または資格確認書
- ②受診券
- ③質問票

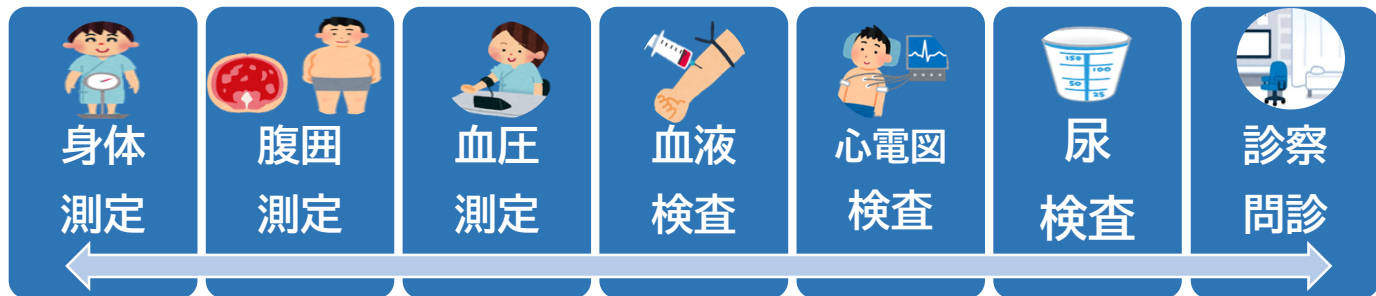
STEP 3

結果の通知

詳しい内容について医療機関から直接説明を受けることができます。



【検査項目】



約1時間

※当日の状況により所要時間や順番が変更になる場合があります。

注意事項

- 正確な健診結果を得るために空腹時に受診してください。
 - ・健診10時間前以降は、水以外の飲食物は摂らない状態で受診しましょう。
 - ・午後に健診を受診する場合は軽めの朝食とし、水以外の飲食物は摂らない状態で受診しましょう。(服薬中の方は、主治医の指示に従ってください。)
- 検査前日は、アルコール摂取や激しい運動は控えてください。

【その他】

【鈴鹿市国民健康保険に加入中で、勤務先等で健診を受診された方】

令和8年4月以降に受診された健診結果をお持ちの方は、健診結果の提出にご協力ください。
市役所1階①窓口へ提出、または保険年金課管理グループまでご郵送ください。
郵送の場合は返信用封筒をご用意しておりますので、お電話ください。

提出物: 同封の質問票(記入をお願いします)
 健診結果のコピー

提出期限: 令和9年3月末まで
★粗品をプレゼントさせていただきます



【特定保健指導について】



特定健康診査の結果から、生活習慣病のリスクが高いと判定された方へ、別途特定保健指導の案内を送付いたします。

専門職からの支援が無料で受けられます。案内が届いた方はぜひ利用して、早めに対処しましょう。

市が委託した業者から電話などで利用についての案内をさせていただく場合があります。

お願い

受診時に風邪症状(発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛)や、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方は受診をお控えください。新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、10日間経過するまでは健(検)診のための受診はお控えください。

★特定健康診査・特定保健指導に関するお問い合わせは

鈴鹿市保険年金課 (☎ 382-9401・FAX382-9455)まで